平成２８年（フ）第２７０号
宮崎市佐土原町下田島9468番地１
破産者　横山　知年（旧姓甲斐）
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２７９号
福岡県宗像市深田1022番地31　荒開団地34号、前住所福岡県宗像市樟陽台２丁目12番地24
破産者　丸田　巡一
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４９２号
福岡市南区井尻５丁目８番23号
破産者　梅田志津子
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５１７号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目３番22号セジュールＫＡＺ－106号
破産者　一関　達也
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５１８号
福岡市中央区草香江２丁目12番24―603号
破産者　宮森　淑子
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６４３号
福岡県朝倉市秋月240番地２
破産者　小森久美子
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３号
愛媛県今治市鯉池町１丁目３番16号　鯉池西団地Ａ３―101号
破産者　小野　友徳
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１２５９号
福岡県筑紫野市針摺東１丁目17番５号
破産者　永杉　友美
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３２６号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦２丁目12番６号　アムール花ヶ浦204号、前住所福岡県筑紫野市大字若江37番地８　ヒューマインドガーデン筑紫803号
破産者　砂田　貯子
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５３７号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目８番８号　和田アパート101号
破産者　安武　照美
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５６９号
福岡市中央区清川３丁目31番５号
破産者　笹本　錦一
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６２０号
福岡市早良区野芥５丁目６－37　油山病院内、住民票上の住所福岡市城南区田島３丁目２番18―101号
破産者　山本　明子（旧姓今村）
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６２８号
福岡市東区馬出１丁目31番５－205号
破産者　菅谷美知子
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６６８号
（前住所）福岡県糸島市美咲が丘４丁目13番11号
破産者　仲尾　幸子
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７１５号
福岡県福津市花見の里３丁目20番１－204号
破産者　川口美貴子
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９７号
群馬県高崎市上大類町1145番地２　レジデンス長井201号
破産者　小山　　穣
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２２０号
群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山2000番地１　カーサグレイス205号、前住所群馬県富岡市相野田389―１
破産者　田代　　哲
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５７号
静岡県牧之原市西萩間520番地
破産者　萩原　隆幸
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５７号
静岡県牧之原市静波187番地６、旧住所静岡県牧之原市細江5757番地４
破産者　坂本　武久
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部